

寄 附 行 為



財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)

財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(英文名 Motorcycle Federation of Japan) (略称MFJ)という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事業所を東京都中央区築地 3 丁目11番地 6号築地スクエアビルに置く。

2. この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、我が国におけるモーターサイクルスポーツ界を統轄し、代表する団体として、モーターサイクルスポーツの普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) モーターサイクルスポーツの普及及び指導
- (2) モーターサイクルスポーツの国際競技会・全国競技会・その他の競技会の開催又はこれの公認
- (3) 我が国モーターサイクルスポーツ界を代表して国際モーターサイクリズム連盟(FIM)への加盟
- (4) モーターサイクルスポーツの国際競技会への選手、役員の派遣

- (5) モーターサイクルスポーツ競技規則の制定
- (6) この法人の主催又は公認する競技会に参加する者及び競技役員等の資格の付与並びにこれの講習会の開催又はこれの公認
- (7) 競技用サーキット及び競技用施設の公認
- (8) モーターサイクルスポーツ記録の公認及び管理
- (9) モーターサイクルスポーツの安全確保に関する調査研究
- (10) その他この法人の目的達成に必要な事業

第 3 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 11 条 この法人の収支決算は、会長が作成し財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計画書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 12 条 この法人が借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 13 条 第 8 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 14 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 4 章 役員、評議員及び職員

(役員)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内 (内、会長 1 名、副会長 2 名以内、専務理事 1 名及び常務理事 2 名を含むものとする。)
- (2) 監事 2 名

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で会長、副会長、専務理事及び常務理事を定める。

2. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を越えてはならない。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務)

第 17 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 専務理事は、理事会の議決に基づきこの法人の業務を掌理する。
4. 会長、副会長がともに事故あるとき、又は欠けたときは専務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

5. 常務理事は、専務理事を補佐する。
6. 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見した時は、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 19 条 この法人の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 21 条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(評議員の選出)

- 第 22 条 この法人には評議員15名以上20名以内を置く。但し、理事現在数と同数以上とする。
2. 評議員は、第34条に掲げる加盟団体が推薦する者及び第39条に掲げる特別会員及び学識経験者のうちから理事会で選出し、会長が任命する。
 3. 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を越えてはならない。
 4. 評議員は役員を兼ねることはできない。
 5. 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

- 第 23 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、この法人の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

(事務局)

- 第 24 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。
2. 職員は会長が任免する。
 3. 事務局に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 5 章 名誉会長、顧問、参与

(名誉会長、顧問、参与)

- 第 25 条 この法人に名誉会長1名並びに顧問及び参与若干名を置くことができる。
2. 名誉会長は、この法人の会長であった者で理事会及び評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
 3. 名誉会長は、この法人の重要事項について会長及び理事会に対し意見を述べることができる。

4. 顧問はこの法人の会長又は副会長であった者及びこの法人に対し功労のあった者のうちから理事会及び評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
5. 顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。
6. 参与は、この法人の理事を3期以上勤めた者又はこの法人に対して功労のあった者のうちから理事会及び評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
7. 参与は理事会の諮問に応ずる。

第 6 章 会 議

(理事会の招集等)

- 第 26 条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。ただし会長が必要と認めた場合又は理事会現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から21日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会に付議する事項は、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めた場合はこの限りではない。
 3. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

- 第 27 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者又は他の理事に議決権を委任した理事は出席したものとみなす。
2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の招集等)

第 28 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

2. 評議員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から14日以内に評議員会を招集しなければならない。
3. 評議員会に付議する事項は、開催日の14日前までに評議員に通知しなければならない。

ただし、会長が緊急の必要があると認めた場合はこの限りではない。

(評議員会の定足数等)

第 29 条 評議員会は評議員現在数の3分の2以上が出席しなければその議事を開き議決することができない。

2. 加盟団体を推薦母体とする評議員が出席できないときは、他の評議員またはあらかじめ届けたその加盟団体の役員に議決権を委任することができる。この場合、委任した評議員は出席したものとみなす。
3. 評議員の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議 事 録)

第 30 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名捺印の上これを保存する。

第 7 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第 31 条 この法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

2. 前項の規定により置かれる専門委員会は、付託された特別の事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応ずる。

(委員長の選任)

第 32 条 専門委員会の委員長は理事会に諮り、会長が委嘱する。

(その他の事項)

第 33 条 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 8 章 加 盟 団 体

(加盟団体)

第 34 条 都府県(北海道にあっては、地区)においてモーターサイクルスポーツを統括する団体は、この法人の加盟団体となることができる。

2. 全国的に組織されたモーターサイクルスポーツの競技団体で、この法人の目的に賛同するものは、理事現在数及び評議員現在数の各々 3 分の 2 以上の同意書を得て、加盟団体となることができる。

(資格の喪失)

第 35 条 この法人の加盟団体は、次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(脱 退)

第 36 条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を理事会に提出し、理事会現在数の過半数の同意を得なければならない。

(除 名)

第 37 条 この法人の加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々 3 分の 2 以上の同意を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(分 担 金)

- 第 38 条 この法人の加盟団体は理事会で定める分担金を毎年5月20日までに納入しなければならない。
2. 既納の分担金は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第 9 章 特 別 会 員 等

(特別会員)

- 第 39 条 この法人の目的に賛同する二輪車の製造業者の代表者及びこの法人で公認されたサーキットの代表者は、理事会現在数の3分の2以上の同意を経て、特別会員となることができる。
2. 特別会員に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(賛助会員)

- 第 40 条 この法人の目的に賛同する法人、団体及び個人は、理事会の議決を経て賛助会員となることができる。
2. 賛助会員に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 10 章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

- 第 41 条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更できない。

(解 散)

- 第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第 43 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 11 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 44 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 収支予算書及び事業計画書
- (8) 収支計算書及び事業報告書
- (9) 貸借対照表
- (10) 正味財産増減計算書
- (11) 処務日誌
- (12) 官公署往復書類
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号から第10号までの書類は永年、同項5号の帳簿及び書類は10年以上、同項11号から13号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

改歴	平成2年12月20日	制 定
	平成5年8月2日	一部改正
	平成7年11月24日	一部改正
	平成8年10月30日	一部改正
	平成21年12月17日	一部改正
	平成22年3月18日	一部改正